

# 特記仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、荏崎市が発注する「道の駅にらさき 2 階会議室エアコン更新」に適用する。

## 第2条 工事範囲

・道の駅にらさき 2 階会議室

## 第3条 共通仕様書等

この工事は、令和7年10月 山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等によること。

## 第4条 工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。※既存更新の修繕工事である。

## 第5条 工程関係

※施設運用上、工期内に騒音・振動を伴う施工制限がかかる場合は、着工前に事前に監督員との協議を行うこと。

## 第6条 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加のより月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全訓練等として必要な事

## 第7条 現場における安全対策

本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものをする。また、工事区域内に進入しないようバリケードや歩行者通路を確保し、その他保安灯を設置すること。その他、事故が発生しないよう十分な安全対策を行い、対応すること。また、労働安全衛生規則を遵守し、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

# 特記仕様書

## 第8条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（Excel 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部（紙）を施工計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

## 第9条 社内検査の実施

請負者は、段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書とおりの施工がなされているか事前確認すること。

また、検査結果についてはそれぞれ完成書類に添付すること。

## 第10条 その他

この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事打合簿により協議するものとする。